



2025年12月19日

各 位

会社名 株式会社レナサイエンス  
代表者名 代表取締役会長兼社長 宮田 敏男  
(コード: 4889 東証グロース)  
問合せ先 管理部  
(TEL. 022-727-5070)

株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく  
第2回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月28日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」(以下「当初プレスリリース」という。)にて公表いたしましたとおり、2025年11月28日付で、米国の機関投資家であるHeights Capital Management, Inc. (以下「HCM」という。)が運用するCVI Investments, Inc. (以下「割当予定先」という。)との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係るEquity Program Agreement (以下「エクイティ・プログラム契約」という。)を締結し、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム (以下「本プログラム」といい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社普通株式 (総計 1,065,200 株)を個別に又は総称して「本普通株式」とい、本プログラムに基づく第1回目の発行乃至第4回目の発行により発行される当社新株予約権 (総計 6,923 個 (潜在株式数: 692,300 株))を個別に又は総称して「本新株予約権」という。)に基づき、第1回目の発行として、2025年12月15日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社レナサイエンス第4回新株予約権の発行を実施しておりますが、2025年12月19日開催の取締役会決議において、本プログラムに基づく第2回目の発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社レナサイエンス第5回新株予約権の発行 (以下「第2回第三者割当」という。)に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 募集の概要

## (1) 第2回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2026年1月5日
② 発行新株式数	普通株式263,400株
③ 発行価額	1株につき金1,562円
④ 調達資金の額	411,430,800円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号について、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

## (2) 第2回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2026年1月5日
② 新株予約権の総数	1,712個 (新株予約権1個につき100株)
③ 発行価額	新株予約権1個当たり1,605円
④ 当該発行による潜在株式数	171,200株
⑤ 調達資金の額	270,162,160円 (内訳)

	新株予約権発行分 2,747,760円 新株予約権行使分 267,414,400円
⑥ 行使価額	1株当たり1,562円
⑦ 権利行使期間	2026年1月6日から2029年7月5日まで なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権行使することができません。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除きます。）をいいます。
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 第2回第三者割当の目的

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社の将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

### (2) 第2回第三者割当による資金調達を選択した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
681,592,960	15,000,000	666,592,960

- (注) 1. 上記の金額は、第2回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。  
 2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。  
 3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

2025年12月19日開催の取締役会決議による第2回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期

①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験	290	2026年2月～2028年3月
②抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspan試験）	152	2026年1月～2027年6月
③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発	74	2026年1月～2027年3月
④治験原薬、製剤費用	150	2026年2月～2027年3月
合計	666	—

(注) 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験

RS5614のがん疾患への応用に関連して、当社は、日本や米国などで、早期承認のための希少がん（悪性黒色腫、血管肉腫）を対象とした第Ⅲ相試験を実施するとともに、がん種の適応を拡大し、将来の大きな市場を確保するため、日本や米国などで、肺がんや膵臓がん等を対象とした臨床試験（第Ⅱ相試験）の実施を予定しております。当社は、2028年3月までに、第Ⅲ相で600百万円、第Ⅱ相では350百万円を支出する予定としております。そのうち290百万円を、第2回第三者割当による調達資金から、具体的には、第Ⅲ相に170百万円と第Ⅱ相に120百万円をそれぞれ充当する予定としております。具体的な開発の状況については、今後開発に伴う詳細なスケジュール（医療機関、治験調整事務局等）が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。なお、上記の臨床試験について助成金などを取得した場合は、上記の本資金調達による調達資金290百万円のうち、当該助成金相当分については、下記の②抗加齢・長寿臨床試験の費用及び③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発のための費用に充当する予定です。

② 抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspanセミファイナル特定臨床研究）

当社は、PAI-1阻害薬RS5614の抗加齢・長寿への応用の領域において、XPRIZE Healthspanセミファイナリストに選出されており、2026年3月末までにセミファイナル臨床試験を実施し、その報告書をXPRIZE Healthspan評価委員会に提出する必要があります。XPRIZE Healthspanのセミファイナル臨床試験は2025年8月から2026年3月末まで実施することを予定しており、調達資金のうち、12百万円を2026年1月から2026年3月にかけて当該臨床試験の費用に充当する予定です。さらに、TOP10（ファイナリスト）に選出された場合には、最終コンペティションのためのファイナル臨床研究の実施が必要となりますが、この場合のファイナル試験は2027年1月ごろから開始する予定であり、調達資金のうち140百万円を、2026年12月から2027年6月にかけてファイナル試験の費用に充当する予定です。なお、XPRIZE Healthspanのコンペティションが当社の想定どおり進捗せず、当社がファイナリストに選出されない場合には、当該140百万円については、上記の①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験及び③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発のための費用に充当する予定です。

③ 抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発

当社は、PAI-1阻害薬RS5614の更なる事業展開のために、加齢疾患の医療用医薬品の非臨床試験及び動物医薬品の非臨床試験や臨床試験を実施する予定であり、具体的には、PAI-1阻害薬RS5614の感覚器や骨筋肉領域の医療用医薬品の作用に関して、必要な非臨床試験（動物試験）を東北大学、東海大学、東京科学大学など国内の公的研究機関と共同で実施する予定です。さらに、動物の抗加齢に伴う医薬品としての事業を進めるため、イヌ（関節炎、メラノーマ、血管肉腫など皮膚がん）やネコ（腎臓病）への有効性につき非臨床試験（安全性）を実施予定です。

調達資金のうち、抗加齢疾患の非臨床試験の費用に40百万円、動物医薬品開発（非臨床試験、臨床試験）の費用に34百万円を、2026年1月から2027年3月にかけてそれぞれ充当する予定です。これらの非臨床試験や臨床試験について、共同研究先、委託先が決まり次第、隨時開示させていただく予定です。

④ 治験原薬、製剤費用

当社は、がんの臨床試験、XPRIZE Healthspanの臨床試験、抗加齢・長寿研究（非臨床試験）、動物医薬品の非臨床試験や臨床試験に必要な治験原薬（GMP合成品）及び製剤を逐次必要に応じて製造する必要があります。また、日本以外の国（米国、サウジアラビア、台湾など）での使用を可能とするために各国の規制当局から承認が得られる基準での合成が必要です。

調達資金のうち、GMP治験原薬の製造費用に80百万円、GMP治験原薬の製剤化費用に70百万円を、2026年2月から2027年3月にかけてそれぞれ充当する予定です。なお、上記の治験原薬、製剤費用について助成金などを取得した場合は、上記の本資金調達による調達資金150百万円のうち、当該助成金相当分については、①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験及び②抗加齢・長寿臨床試験の費用及び③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発のための費用に充当する予定です。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができるところから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### ①第2回第三者割当に係る本普通株式

第2回第三者割当に係る払込金額は、第2回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の95%としています。当該取締役会決議日の直前取引日の終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企业価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本普通株式の発行により希薄化が生じること、本普通株式の発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、第2回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。なお、当該払込金額は、当該取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2025年11月19日から2025年12月18日）の終値平均値1,824円（単位未満四捨五入。以下同様。）に対し14.36%のディスカウント、同3ヶ月間（2025年9月19日から2025年12月18日）の終値平均値1,873円に対し16.60%のディスカウント、同6ヶ月間（2025年6月19日から2025年12月18日）の終値平均値2,153円に対し27.45%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査等委員会（4名で構成、うち社外取締役4名）からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

###### ②第2回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2025年12月18日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（1,644円）、予定配当額（0円）、無リスク利子率（1.2%）、当社普通株式の株価変動性（71.5%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2025年12月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の95%に相当する金額に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準と比べれば高い水準とはいえませんが、発行決議日直前取引日の当社株価と比べれば過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり1,605円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の1,605円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（4名で構成、うち社外取締役4名）から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2回第三者割当により発行される本普通株式の数（263,400株）に第2回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（171,200株）を合算した総株式数は434,600株（議決権数4,346個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数12,711,700株及び議決権数126,990個を分母とする希薄化率は3.42%（議決権ベースの希薄化率は3.42%）に相当します。また、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本プログラムにより発行される本普通株式の数（1,065,200株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（692,300株）を合算した総株式数は1,757,500株（議決権数17,575個）であり、2025年9月30日現在の当社発行済株式総数12,711,700株及び議決権数126,990個を分母とする希薄化率は13.83%（議決権ベースの希薄化率は13.84%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるもの、上述した本プログラムにより資金調達を行う目的、資金使途及び第2回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第2回第三者割当による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等（1）割当予定先の概要」をご参照ください。

### （2）割当予定先を選定した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

### （3）割当予定先の保有方針

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」をご参照ください。

### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

### （5）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主である宮田敏男は、割当予定先との間で、当社普通株式を貸し付ける株式貸借契約（以下「本株式貸借契約」という。）の締結日から、①本新株予約権の

行使期間が経過した日又は②割当予定先が本新株予約権をすべて行使し、当該行使に係る株式のすべての交付を受けた日のうちいずれか早い日までの期間を貸借期間として、割当予定先が、同氏の保有する当社普通株式（上限 270,000 株）を借り入れることができることを合意する本株式貸借契約を 2025 年 12 月 15 日付で締結しております。

なお、本株式貸借契約上、割当予定先は、つなぎ売り（以下に定義される。）以外の目的での当社普通株式の第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分をせず、また、つなぎ売り以外の空売りを目的として、第三者との間で当社普通株式についての株券貸借に関する契約を締結しないものとされる予定です。「つなぎ売り」とは、割当予定先が本新株予約権の行使を行うことを前提に当該新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で発行会社の株式の売付けを行うことをいいます。

#### （6）ロックアップ等について

当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 （6）ロックアップ等について」をご参照ください。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年9月30日）現在		募集後	
特定有価証券信託受託者 株式会社SMB信託銀行	34.30%	特定有価証券信託受託者 株式会社SMB信託銀行	32.06%
宮田 敏男	11.57%	宮田 敏男	10.81%
楽天証券株式会社	3.99%	CVI Investments, Inc.	6.53%
株式会社SBI証券	1.70%	楽天証券株式会社	3.73%
J P JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人株式会社三菱UFJ銀 行)	0.60%	株式会社SBI証券	1.59%
BNY GCM CLIENT ACCO UNT JPRD AC ISG (FE- AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ 銀行)	0.59%	J P JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人株式会社三菱UFJ銀 行)	0.56%
松井証券株式会社	0.46%	BNY GCM CLIENT ACCO UNT JPRD AC ISG (FE- AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ 銀行)	0.55%
大和日台バイオベンチャー投資事業有限 責任組合	0.44%	松井証券株式会社	0.43%
第一リアルター株式会社	0.42%	大和日台バイオベンチャー投資事業有限 責任組合	0.41%
GMOクリック証券株式会社	0.41%	第一リアルター株式会社	0.39%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2025年9月30日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2025年9月30日現在における発行済株式総数に、本プログラムのうち2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（275,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権1,787個の目的となる株式数（178,700株）並びに2025年12月19日開催の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行される本普通株式（263,400株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権1,712個の目的となる株式数（171,200株）（合計888,300株）を加味して算出しております。
2. 募集後の割当予定先の持株比率は、割当予定先に対して、本プログラムに基づいて発行される当社株式及び新株予約権のうち、2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行された本普通株式（275,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権1,787個の目的となる株式数（178,700株）並びに2025年12月19日開催の取締役会決議による第2回目の株式及び新株予約権の発行に基づき新たに発行さ

れる本普通株式（263,400株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権1,712個の目的となる株式数（171,200株）（合計888,300株）を考慮した所有株式数に基づいて記載しています。

#### 8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

#### 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近3年間の業績（単体）

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
事業収益	100,545	194,165	132,693
営業利益又は営業損失 (△)	△333,870	△252,335	△178,827
経常利益又は経常損失 (△)	△333,839	△251,875	△178,987
当期純利益又は当期純損失 (△)	△335,797	△258,335	113,427
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)（円）	△26.42	△20.32	8.92
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	146.72	126.40	135.32

（単位：千円。特記しているものを除く。）

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年12月19日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	12,986,700株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	181,700株	1.40%

（注）現時点の行使価額における潜在株式数には、2025年11月28日開催の取締役会決議による第1回目の株式及び新株予約権の発行に基づき割当予定先に割り当てられた新株予約権に係る潜在株式数178,700株及びストック・オプションに係る潜在株式数3,000株を含みます。また、当社は新株予約権を発行しておりますので、2025年10月1日以降の新株予約権の行使による発行済株式数の増加及び現時点行使価額における潜在株式数の減少は含まれおりません。

##### (3) 最近の株価の状況

###### ① 最近1年間の状況

	2025年3月期
始 値	381円
高 値	2,474円
安 値	263円
終 値	1,048円

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2025年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	1,813円	3,025円	2,105円	1,671円	1,878円	1,944円
高 値	3,310円	3,170円	2,174円	2,342円	2,048円	2,062円
安 値	1,775円	2,008円	1,610円	1,502円	1,816円	1,591円
終 値	3,070円	2,155円	1,696円	1,897円	2,220円	1,644円

(注) 2025年12月については12月 1 日～12月18日の状況について記載しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2025年12月18日
始 値	1,677円
高 値	1,702円
安 値	1,591円
終 値	1,644円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資（新規上場時）

払込期日	2021年9月22日
調達資金の額	1,368,736,000 円
発行価格	535.50 円
募集時における 発行済株式数	普通株式 10,029,000 株
当該募集における 発行株式数	普通株式 2,240,000 株
募集後における 発行株式総数	普通株式 12,269,000 株
発行時における 当初の資金使途	① 銀行借入金の返済 ② 慢性骨髄性白血病 ③ 基礎研究投資 ④ AI 医療ソリューション ⑤ 新規モダリティ導入資金 ⑥ RS5614 医師主導知見のグローバル展開
資金使途変更後に おける資金使途	① 銀行借入金の返済 ② 慢性骨髄性白血病 ③ AI 医療ソリューション ④ 新規モダリティ導入資金 ⑤ 悪性黒色腫 ⑥ 非小細胞肺がん ⑦ 皮膚血管肉腫 ⑧ 運転資金
資金使途変更後に おける支出予定期	① 2022年3月期に 220 百万円を充当。 ② 2026年3月期までに 99 百万円を充当予定。 ③ 2026年3月期までに 96 百万円を充当予定。 ④ 2026年3月期までに 120 百万円を充当予定。 ⑤ 2026年3月期までに 103 百万円を充当予定。 ⑥ 2026年3月期までに 49 百万円を充当予定。 ⑦ 2026年3月期までに 47 百万円を充当予定。 ⑧ 2026年3月期までに 906 百万円を充当予定。  なお、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。

現時点における充當状況	<p>① 全額を充当済み。</p> <p>②～⑧については 2026 年 3 月期までに充当予定です。なお、2025 年 9 月末までに以下の通り充当済みです。</p> <p>② 2025 年 9 月末までに 75 百万円を充当済み。</p> <p>③ 2025 年 9 月末までに 87 百万円を充当済み。</p> <p>④ 助成金を活用しているため、2025 年 9 月末まで充当はありません。</p> <p>⑤ 2025 年 9 月末までに 82 百万円を充当済み。</p> <p>⑥ 2025 年 9 月末までに 61 百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026 年 3 月期までに 17 百万円の追加充当を予定しております。</p> <p>⑦ 2025 年 9 月末までに 56 百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026 年 3 月期までに 11 百万円の追加充当を予定しております。</p> <p>⑧ 2025 年 9 月末までに 819 百万円を充当済み。</p> <p>※本件資金使途の⑥と⑦については、資金使途変更後における支出予定金額を上回る充当が見込まれますが、資金使途全体の目的・枠組みに変更はなく、研究開発費等の範囲内での見直しによるものです。</p>
-------------	--

### 第三者割当増資（オーバーアロットメント）

払込期日	2021 年 10 月 26 日
調達資金の額	272,880,280 円
発行価格	535.50 円
募集時における発行済株式数	普通株式 12,269,000 株
当該募集における発行株式数	普通株式 442,700 株
募集後における発行株式総数	普通株式 12,711,700 株
割当先	SMBC 日興証券株式会社
発行時における当初の資金使途	<p>① 銀行借入金の返済</p> <p>② 慢性骨髄性白血病</p> <p>③ 基礎研究投資</p> <p>④ AI 医療ソリューション</p> <p>⑤ 新規モダリティ導入資金</p> <p>⑥ RS5614 医師主導知見のグローバル展開</p>
資金使途変更後ににおける資金使途	<p>① 銀行借入金の返済</p> <p>② 慢性骨髄性白血病</p> <p>③ AI 医療ソリューション</p> <p>④ 新規モダリティ導入資金</p> <p>⑤ 悪性黒色腫</p> <p>⑥ 非小細胞肺がん</p> <p>⑦ 皮膚血管肉腫</p> <p>⑧ 運転資金</p>
資金使途変更後ににおける支出予定期	<p>① 2022 年 3 月期に 220 百万円を充当。</p> <p>② 2026 年 3 月期までに 99 百万円を充当予定。</p> <p>③ 2026 年 3 月期までに 96 百万円を充当予定。</p> <p>④ 2026 年 3 月期までに 120 百万円を充当予定。</p> <p>⑤ 2026 年 3 月期までに 103 百万円を充当予定。</p> <p>⑥ 2026 年 3 月期までに 49 百万円を充当予定。</p> <p>⑦ 2026 年 3 月期までに 47 百万円を充当予定。</p> <p>⑧ 2026 年 3 月期までに 906 百万円を充当予定。</p>
現時点における充當状況	① 全額を充当済み。

	<p>②～⑧については2026年3月期までに充当予定です。なお、2025年9月末までに以下の通り充当済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 2025年9月末までに75百万円を充当済み。</li> <li>③ 2025年9月末までに87百万円を充当済み。</li> <li>④ 助成金を活用しているため、2025年9月末まで充当はありません。</li> <li>⑤ 2025年9月末までに82百万円を充当済み。</li> <li>⑥ 2025年9月末までに61百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026年3月期までに17百万円の追加充当を予定しております。</li> <li>⑦ 2025年9月末までに56百万円を充当済みであり、当初予定金額を上回りましたが、2026年3月期までに11百万円の追加充当を予定しております。</li> <li>⑧ 2025年9月末までに819百万円を充当済み。</li> </ul> <p>※本件資金使途の⑥と⑦については、資金使途変更後における支出予定金額を上回る充当が見込まれますが、資金使途全体の目的・枠組みに変更はなく、研究開発費等の範囲内での見直しによるものです。</p>
--	---

#### 本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本普通株式発行

払込期日	2025年12月15日
調達資金の額 (差引手取概算額)	490,950,000円
発行価額	1株につき1,818円
募集時における 発行済株式数	普通株式 12,711,700株
当該募集による 発行株式数	普通株式 275,000株
募集後における 発行株式総数	普通株式 12,986,700株
割当先	CVI Investments, Inc.
発行時における 当初の資金使途	①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験 ②抗加齢・長寿臨床試験 (XPRIZE Healthspan 試験) ③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発
発行時における 支出予定時期	①2026年2月～2028年3月までに300百万円を充当 ②2025年12月～2027年6月までに100百万円を充当 ③2025年12月～2027年3月までに90百万円を充当
現時点における 充当状況	①現時点では未充当 ②現時点では未充当 ③現時点では未充当

#### 本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2025年12月15日
発行新株予約権数	1,787個
発行価額	新株予約権1個当たり1,937円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	336,634,019円
割当先	CVI Investments, Inc.
募集時における 発行済株式数	普通株式 12,711,700株
当該募集による 潜在株式数	普通株式 178,700株
現時点における 行使状況	0株

現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	3,461,419 円
発行時における 当初の資金使途	①希少がんの第Ⅲ相試験及びがん適応拡大の第Ⅱ相試験 ②抗加齢・長寿臨床試験（XPRIZE Healthspan 試験） ③抗加齢疾患の非臨床試験及び動物医薬品開発
発行時における 支出予定時期	①2026年2月～2028年3月までに200百万円を充当 ②2025年12月～2027年6月までに100百万円を充当 ③2025年12月～2027年3月までに36百万円を充当
現時点における 充当状況	①現時点では未充当 ②現時点では未充当 ③現時点では未充当

#### 11. 発行要項

第2回目の発行に係る本普通株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1及び別紙2に記載しております。

以上

別紙1 第2回目発行に係る普通株式発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式263,400株
(2) 払込金額	1株につき1,562円
(3) 払込金額の総額	411,430,800円
(4) 増加する資本金の額	205,715,400円
(5) 増加する資本準備金の額	205,715,400円
(6) 割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 払込期日	2026年1月5日(月)
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

別紙2 第5回新株予約権発行要項

**株式会社レナサイエンス第5回  
新株予約権  
発行要項**

1. 本新株予約権の名称

株式会社レナサイエンス第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期日

2026年1月5日

3. 割当日

2026年1月5日

4. 払込期日

2026年1月5日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 171,200 株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・無償割当て・併合の比率}$$

なお、「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割の場合は、分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の併合の場合は、併合の効力発生日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整が行われるときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,712 個

## 8. 各本新株予約権の払込金額

金 1,605 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 16.05 円）

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 1,562 円とする。

## 10. 行使価額の修正

該当なし

## 11. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由が生じた場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
  - ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（以下、当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することを「交付」という。）（無償割当てによる場合を除く。）（株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. の間の 2025 年 11 月 28 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式を目的とする新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（ストックオプション制度に基づき当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に当社新株予約権を発行又は付与する場合、並びに、当社及び CVI Investments, Inc. との間の 2025 年 11 月 28 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に基づき CVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社新株予約権を発行する場合を除く。以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降、又は無償割当ての場合は効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正が行われた場合（本項第(4)号又は本項第(9)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）

調整後行使価額は、下方修正が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の併合により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、その効力発生日以降これを適用する。

- ③ 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①及び③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、

当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \end{array} \right) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後}}{\text{行使価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価額}} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

- (7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 特別配当による行使価額調整式で使用する時価は、当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(10) 行使価額の調整が行われるときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整が行われる旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026 年 1 月 6 日から 2029 年 7 月 5 日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。）をいう。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項並びに当社及び CVI Investments, Inc. との間の 2025 年 11 月 28 日付 EQUITY PROGRAM AGREEMENT に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 1,605 円とした。

## 18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上